

道路工事施行承認(法定外道路工事施行承認)申請に係る電子メール及び電話による協議について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、道路工事施行承認（法定外道路工事施行承認）の協議について電子メール及び電話で行いますので、ご協力をお願いします。

上記対応については、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施すべき期間中のみを予定しております。

○協議の流れ

- (1) 電話にて、電子メールで協議を行いたい旨を市担当者に伝えてください。
- (2) 電子メールにて、申請書類一式を送付してください。
(吹田市土木部道路室ホームページ
URL : 「<https://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-doboku/doro.html>」
参照)
※容量は20MB以下としてください。
※宛先は「doukan-douro@city.suita.osaka.jp」とし、必ず件名に「道路工事施行承認（あるいは、法定外道路工事施行承認）協議（施工場所住所）について」と明記してください。
- (3) 電子メール送信後、受信できているか必ず市担当者に電話で確認してください。
- (4) 電子メール及び電話にて、市担当者と申請書類の修正や追加等の協議を行ってください。
- (5) 協議が終わりましたら、郵送、あるいは窓口で申請を行ってください。

※なお、上記については、変更する場合がありますので、ご理解、ご協力をお願いします。

問合せ先

吹田市役所土木部道路室

管理グループ 道路工事施行承認担当

電話番号 : 06-6872-6114

電子メール : doukan-douro@city.suita.osaka.jp